

## 2. 法人の合併

法人は、他のNPO法人と合併することができます(法33)。

合併するためには、合併するそれぞれの法人の社員総会において、議決します(法34①)。

議決後に、所轄庁へ「合併認証申請」を行い、認証後に合併の公告、法務局において登記をすることで、合併が成立します(法34～39)。

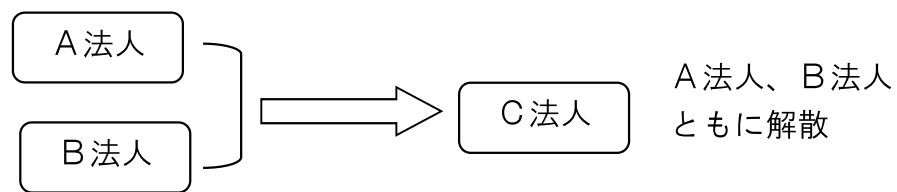
なお、社会福祉法人や一般社団法人等、他の法人格との合併はできません。

### (1) 合併の方法

#### ① 新設合併

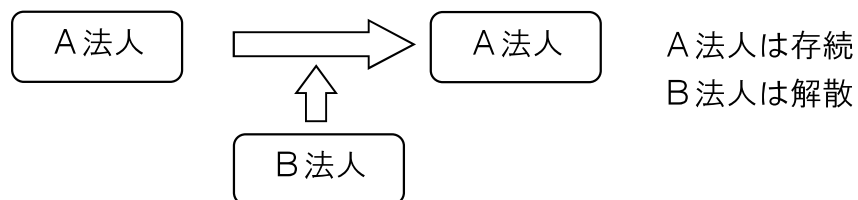
(2つ以上のNPO法人が合併して、新たなNPO法人を設立する)

合併前のNPO法人は、新たなNPO法人が設立することにより解散となります。



#### ② 吸収合併 (NPO法人が他のNPO法人を吸収する)

吸収したNPO法人は引き続き存続しますが、吸収されたNPO法人は解散となります。



#### ③ 「認定NPO法人」又は「特例認定NPO法人」との合併

認定NPO法人又は特例認定NPO法人が、認定(特例認定)を受けていないNPO法人と合併し、合併後も認定(特例認定)を受けようとする場合は、「合併認証申請」に加えて、「合併認定申請」を行う必要があります。

## (2) 合併認証申請

### ① 合併手続の流れ

- 1) 合併を行うそれぞれのNPO法人の社員総会で合併について議決します(法34①)
  - 2) 所轄庁へ「合併認証申請書」提出します(法34④)。  
合併を行うすべての法人が申請者となり、申請します。
  - 3) 所轄庁が申請書類の公表、縦覧を行います(申請書到達日から2週間)(法34⑤)。
  - 4) 申請書到達日から1週間未満は、申請書類の軽微な補正が可能です(法34⑤)(第1章1.(2)参照)。
  - 5) 所轄庁が審査し、認証又は不認証を決定、通知します(縦覧期間経過後2ヶ月以内)(法34⑤)。
  - 6) 債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内(2ヶ月を下回ってはいけません)に意見を述べることを公告します(認証の通知のあった日から2週間以内)(法35)。※  
又、判明している債権者に対しては、催告します(法35)。
  - 7) 合併を行うそれぞれの法人が「財産目録」及び「貸借対照表」を作成し、債権者が異議を述べることができる期間(2ヶ月を下回ってはいけません)が満了するまでの間、事務所に備え置きます(認証日から2週間以内に実施)(法35①)。
  - 8) 合併の認証又はその他合併に必要な手続が終了した日から2週間以内に、法務局で登記します(法39)。  
「新設合併」により設立した法人は、「設立の登記」を行います。  
「吸収合併」後、存続する法人は、「変更の登記」を行います。  
「新設合併」又は「吸収合併」により消滅する法人は、「解散の登記」を行います。
  - 9) 所轄庁に「合併登記完了届書」に「登記事項証明書(原本)」を添えて提出します(法39②)。
- ※ 合併の公告は、法人の定款に定めた方法により行います。定款で定めていれば、「インターネットによる公告(電子公告)」や掲示場への掲示などにより行うことも可能です(P.26~P.28参照)。

## ② 申請等の書類

## ア 合併認証申請

合併認証申請は、設立認証申請の場合と同様の書類を作成します。

役員名簿以降の書類は、「設立」認証申請の書類を参考にし、「設立」を「合併」に読み替えて作成してください。

作成例	書類の名称	縦覧
[30]	合併認証申請書〈規則様式〉	—
[2]	定款	○
[3]	役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	○
[4]	就任承諾及び誓約書の謄本(コピー)	—
[5]	役員の住所又は居所を証する書面(通常は住民票。コピーは不可。) 住基ネットでの確認を希望した場合、住民票を省略できる場合があります。 <u>取り扱いは所轄庁により異なりますので、所轄庁にお問い合わせください。</u>	—
[6]	社員のうち10人以上の者の名簿	—
[7]	確認書(宗教、政治、暴力団等についての確認)	—
—	合併趣旨書	○
—	合併についての意思の決定を証する議事録の謄本(コピー)	—
[10]	事業計画書 合併当初の事業年度及び翌事業年度	○
[11]	活動予算書 合併当初の事業年度及び翌事業年度	○

〈 上記の提出書類について軽微な補正を要する場合の提出書類 〉

作成例	書類の名称	縦覧
[12]	補正書	—
—	補正後の書類	※

※ 提出部数や縦覧の扱いは合併認証申請時に提出した書類の扱いに準じます。

## イ 合併登記完了届出

作成例	書類の名称	閲覧
—	合併登記完了届出書（規則様式）	—
—	登記事項証明書（原本） （登記簿謄本（原本））	○
[14]	合併時の財産目録	○

※ 提出書類の部数は、所轄庁（主たる事務所の所在地の市町村のNPO担当課）によって異なりますのでお問い合わせください。